

法人県民税・事業税

法人（株式会社など）は、個人と同様に財産を所有したり、経済活動を行ったりしていることから、県は法人に対しても所得（利益）などを基準として法人県民税および法人事業税を課税しています。

納める人

法人の区分	法人県民税		法人事業税 (特別法人事業税)
	均等割	法人税割	
県内に事務所または事業所（本店、支店、工場など）を設けている法人（人格のない社団もしくは財団または公益法人等で、収益事業を行っているものを含みます。）	○	○	○
県内に寮、宿泊所、クラブなどのみを設けている法人および公益法人等で収益事業を行っていないもの	○	—	—

納める額

(1) 法人県民税

■均等割・・・資本金等の額に応じた次の金額です。

法人の区分	納める税金
均等割 1 次に掲げる法人 ア 公共法人および公益法人等（※1） イ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む） ウ 一般社団法人および一般財団法人（いずれも非営利型法人（※2）を除く） エ 資本金の額または出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） オ 資本金等の額（※3）が1千万円以下である法人 ※非営利型の一般社団法人および一般財団法人はアに含まれます	年額 20,000円
2 資本金等の額（※3）が1千万円を超え、1億円以下である法人	年額 50,000円
3 資本金等の額（※3）が1億円を超え、10億円以下である法人	年額 130,000円
4 資本金等の額（※3）が10億円を超え、50億円以下である法人	年額 540,000円
5 資本金等の額（※3）が50億円を超える法人	年額 800,000円

※1 「公共法人」とは法人税法第2条第5号に規定するもの、「公共法人等」とは地方税法第24条第5項に規定するものをいいます。ただし、地方税法第25条第1項の規定により均等割を課することができないとされるものは除きます。

※2 「非営利型法人」とは法人税法第2条第9号の2に規定するものをいいます。

※3 「資本金等の額」とは地方税法第23条第1項第4号の2に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」により、均等割の税率を算出します。

■法人税割・・・法人税額に次の税率を乗じた金額です。

法人の区分	税率 〔令和元年10月1日以後 に開始する事業年度〕
法人税割 1 次に掲げる法人であって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額（※4）が年1千万円以下のもの ア 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人 イ 資本または出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く） ウ 法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの（当該社団または財団で収益事業を廃止したものを含む） エ 法人課税信託の引受けを行うことにより法人とみなされるもの	1.0 / 100
2 上記1に掲げる法人以外の法人（※4）	1.8 / 100

※4 2以上の都道府県に事務所等を有する法人についての法人税額又は個別帰属法人税額の判定は、分割する前の総額によります。

※5 福井県では、中小企業の振興および教育施設整備等のための財源に充てるため、令和8年4月30日までに終了する各事業年度分の税率に超過税率を適用しています。

(2) 法人事業税および特別法人事業税（国税）
次の区分により算定した額の合計額を納めます。

■所得金額等課税法人

区 分		税 率				
		令和元年10月1日から 令和4年3月31日までの 間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後 に開始した事業年度		
		法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	
普通法人 〔 資本金の額または 出資金の額が1億円 以下の法人等 〕	所得割	下記以外の法人				
		所得のうち年400万円以下の金額	3.5/100	37.0/100	3.5/100	37.0/100
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	5.3/100		5.3/100	
		所得のうち年800万円を超える金額	7.0/100		7.0/100	
軽減税率不適用法人（※1）	7.0/100		7.0/100			
特別法人（※2） 〔 協同組合、信用金庫、 医療法人等 〕	所得割	下記以外の法人				
		所得のうち年400万円以下の金額	3.5/100	34.5/100	3.5/100	34.5/100
		所得のうち年400万円を超える金額	4.9/100		4.9/100	
		軽減税率不適用法人（※1）	4.9/100		4.9/100	
外形標準課税法人 〔 資本金の額または 出資金の額が1億円 を超える普通法人等（※3） 〕	所得割	下記以外の法人				
		所得のうち年400万円以下の金額	0.4/100	260.0/100	1.0/100	260.0/100
		所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額	0.7/100			
		所得のうち年800万円を超える金額	1.0/100			
	軽減税率不適用法人（※1）	1.0/100				
	付加価値割	1.2/100	—	1.2/100	—	
資本割	0.5/100	—	0.5/100	—		

■収入金額等課税法人

区 分			税 率						
			令和元年10月1日から 令和2年3月31日までの 間に開始した事業年度		令和2年4月1日から 令和4年3月31日までの 間に開始した事業年度		令和4年4月1日以後 に開始した事業年度		
			法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	法人 事業税	特別法人 事業税	
1	電気供給業（2に掲げる事業を除く）、導管 ガス供給業、保険業、貿易保険業	収入割	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	
2	電気供給業 （小売電気事業等、 発電事業等および 特定卸供給事業）	資本金の額または出資 金の額が1億円を超え る普通法人	収入割	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100	0.75/100	40.0/100
			付加価値割			0.37/100	—	0.37/100	—
		資本割			0.15/100	—	0.15/100	—	
		資本金の額または出資 金の額が1億円以下の 法人等	収入割	1.0/100	30.0/100	0.75/100	40.0/100	0.75/100	40.0/100
所得割			—	1.85/100	—	1.85/100	—		
3	特定ガス供給業	収入割	1.0/100	30.0/100	1.0/100	30.0/100	0.48/100	62.5/100	
		付加価値割		—	—	—	0.77/100	—	
		資本割		—	—	—	0.32/100	—	

※1 「軽減税率不適用法人」とは、3以上の都道府県において事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額または出資金の額が1千万円以上のものをいいます。

※2 特別法人のうち、特定の大規模な協同組合等の年10億円を超える所得に係る税率は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から「5.7/100」が適用されます。

※3 資本金が1億円以下の法人であっても、以下に該当する場合は外形標準課税の対象となります。

○令和7年4月1日以後開始の事業年度から、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるもの

○令和8年4月1日以後開始の事業年度から、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるもの

※資本割の課税標準となる「資本金等の額」とは地方税法第23条第1項第4号の2に規定するものをいいます。なお、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額」に満たない場合には、「資本金と資本準備金の合計額」に資本割の税率を乗じて算出します。

※電気供給業のうち特定卸供給事業に係る税率は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。

※特別法人事業税の課税標準は法人事業税の所得割額または収入割額です。なお、課税免除、不均一課税、仮装経理または租税条約の実施に伴う税額控除の適用がある場合には、これらを適用する前の額によります。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。特別法人事業税は、法人事業税の申告と併せて、県に申告書を提出するとともに、法人事業税の納付と併せて県に納付してください。

なお、一定の法人については電子申告が義務付けられておりますので、詳しくは 40 ページをご覧ください。

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から 2 月以内
中間申告 〔・事業年度が 6 月を超え、法人税の予定申告額が 10 万円を超える法人 ・外形標準課税法人 ・収入金額等課税法人〕	(1) 予定申告	事業年度開始の日から 6 月を経過した日から 2 月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	
修正申告	県民税	法人税について修正申告をしたとき、または更正決定を受けたとき
	事業税	申告した所得金額等に不足額があるとき
		申告後に、税務署の更正決定を受けたとき
		法人税額または連結法人税額を納付すべき日
		速やかに
		税務署が更正決定の通知をした日から 1 月以内

※仮決算に基づく中間申告額が前事業年度の確定税額に基づく予定申告額を超える場合には、仮決算に基づく中間申告を選択することはできません。

※通算法人が仮決算に基づく中間申告を行う場合は、通算グループ内のすべての法人が仮決算に基づく中間申告を行う必要があります。

※外形標準課税法人および収入金額等課税法人の事業税については、法人税の予定申告額が 10 万円以下の場合であっても、中間申告が必要です。

申告書提出期限の延長の特例

会計監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない法人は、知事の承認を受け、原則として事業年度終了の日から 3 月以内（連結法人および通算法人にあっては、4 月以内）に申告納付することができます。

分割基準について

法人県民税法人税割、法人事業税は、事務所または事業所（以下、「事務所等」という。）所在の都道府県において課されます。

複数の都道府県に事務所等を有する法人は課税標準の総額を一定の基準で分割して関係都道府県ごとの分割課税標準額・税額を算定します。この一定の基準を分割基準といいます。

分割基準は、法人県民税法人税割の場合は従業者の数を使用しますが、法人事業税の場合は、法人の業種によって異なるものを使用します。

税目	事業	分割基準	
法人県民税 (法人税割)	全ての事業	期末の従業者数	
法人事業税	非製造業	課税標準の 1 / 2 : 各月末の事業所数の合計 課税標準の 1 / 2 : 期末の従業者数	
	製造業	期末の従業者数 (資本金 1 億円以上の法人は、工場の従業者数を 1.5 倍とします。)	
	倉庫業・ガス供給業	固定資産の価額	
	電気供給業	小売電気事業	課税標準の 1 / 2 : 各月末の事業所数の合計 課税標準の 1 / 2 : 期末の従業者数
		一般送配電事業・送電事業・配電事業・特定送配電事業	課税標準の 3 / 4 : 発電所に接続する電線路の電力の容量 課税標準の 1 / 4 : 固定資産の価額
		発電事業・特定卸供給事業	課税標準の 3 / 4 : 発電所の用に供する固定資産の価額 課税標準の 1 / 4 : 固定資産の価額
		鉄道事業・軌道事業	軌道のキロメートル数

申告書・納付書様式ダウンロード

法人二税の関係様式は、福井県のホームページからダウンロードできます。

福井県法人様式	検索
---------	----

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/zeimu/teikyoi/houjinsinsinkokuyousi.html>

市町への交付金

県に納められた法人事業税のうち 7.7%に相当する金額が、県内の市町へ交付されます。